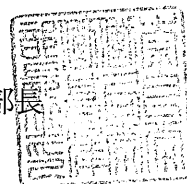


奈労基発0807第3号
平成25年8月7日

社団法人奈良県産業廃棄物協会会長 殿

奈良労働局労働基準部長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令
の施行に係る留意事項について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第58号、以下「58号改正省令」という。）については、平成25年4月12日に公布され、車両系建設機械関係は同年7月1日から施行することとされたところですが、58号改正省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第84号、以下「84号改正省令」という。）が平成25年6月28日に公布され、機体重量3トン以上の鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という。）の運転業務従事者のうち一定の者に係る就業制限について平成25年7月1日から1年間の猶予措置が定められました。

その趣旨及び留意事項については下記のとおりですので、関係者への周知等にご配慮下さいます様お願い申し上げます。

また、84号改正省令公布に伴い修正されたパンフレットを同封いたしますので周知等にご活用ください。

なお、パンフレットは厚生労働省ホームページにも掲載されていますので申し添えます。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei52/dl/kaitaisyaryou.pdf>)

記

1 改正の趣旨

84号改正省令により改正された58号改正省令附則第3条の趣旨は、次のとおりであること。

- (1) 58号改正省令による改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習（以下「旧解体用技能講習」という。）を修了した者又は平成25年7月1日時点において、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事した経験を有する者については、平成26年6月30日までの間は、引き続き、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしたこと。（附則第3条第1項関係）
- (2) 上記（1）のいずれかに該当する者については、平成26年7月1日以降は、平成27年6月

30日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習（以下「技能特例講習」という。）を修了した場合には、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしたこと。（附則第3条第2項関係）

2 留意事項

(1) 鉄骨切断機等の運転業務関係

鉄骨切断機等の運転については、84号改正省令により猶与された者以外の者には猶与措置はないため、次のとおり直ちに必要な技能講習を受講しなければならないこと。

- ① 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「掘削等技能講習」という。）を修了しているが、鉄骨切断機等の運転業務には平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあつては、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程第4条第1項の規定に基づく特例の講習
- ② 旧解体用技能講習及び掘削等技能講習のいずれも取得しておらず、かつ鉄骨切断機等の運転の業務に平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあつては、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程第2条第1項及び第2項の規定に基づく全科目の講習

(2) ブレーカの運転業務関係

旧解体用技能講習の修了者は、平成25年7月1日以降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができるが、旧解体用技能講習を修了しておらず、かつ、鉄骨切断機等の運転の業務経験が平成25年7月1日時点で6ヶ月以上の者については、平成27年6月30日までの間に行われる技能特例講習を修了すればブレーカの運転業務に就くことができるものであること。

(前のページより続き)

国家試験

平成二十五年年度特定侵害訴訟代理業務試験公告(工業所有権審議会)
平成二十五年年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について(環境省)
第五十五回原子炉主任技術者試験口答試験の施行(原子力規制委員会)

(公 告)

諸事項

官庁

公認会計士懲戒処分、適格機関投資家、監査法人懲戒処分、犯罪被害財産支給手続開始決定関係

裁判所

相続、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生関係

会社その他

会社決算公告

省 令

〇総務省令第六十九号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第三十八條の六第一項及び第三十八條の三十三第一項の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年六月二十八日
総務大臣 新藤 義孝

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 法第三十八條の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

- 一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備
二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二及び第十九号の三から第十九号の四までに掲げる特定無線設備
別表第二号第三注10を次のように改める。
10 6の欄は、次によること。
(1) 第2条第2項第2号に掲げる特定無線設備の場合にあつては、同一の筐体に収められている同項第1号に掲げる特定無線設備の種類、製造者名及び型式又は名称を記載すること。
(2) (1)のほか、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について技術基準に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

〇財務省令第四十四号

租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)の施行に伴い、及び予算決算及び会計令(昭和二十一年勅令第六十五号)第五百五条の規定に基づき、保管金取扱規程の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年六月二十八日
財務大臣 麻生 太郎

保管金取扱規程の一部を改正する省令
保管金取扱規程(大正十一年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。
第九條に次の一項を加える。
取扱官庁租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第十一条第七項ノ規定ニ依リ国税局長又ハ稅務署長ノ保管スル金銭ノ讓与ヲ為ストキハ国税局長又ハ稅務署長ノ命令ニ依リ支払ヲ為スベシ

附 則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

〇財務省令第四十五号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)の施行に伴い、及び消費税法(昭和六十二年法律第八号)第六十一条の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年六月二十八日
財務大臣 麻生 太郎

消費税法施行規則の一部を改正する省令
消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令
消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年財務省令第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第四項において「施行日」とする」を削り、「及び第四項において同じ」を「第四項及び第五項において同じ」に改め、同条第三項中「除く。次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項中「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。
5 事業者が、課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格の表示につき、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)第十条第一項(総額表示義務に関する消費税法の特例)の規定の適用を受ける場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税額等については、消費税法第六十三条の規定による表示を行っているものとして、前項の規定を適用する。

附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第八十四号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二十七條第一項、第六十一條第一項及び第百十三條並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第七第六号2の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年六月二十八日
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令
労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条までの規定」に改める。
附則第三条を次のように改める。

(就業制限に関する経過措置)
第三条 事業者は、新安衛則第五百一十一條の八十四第二項各号に掲げる機械の運転の業務については、平成二十六年六月三十日までの間は、労働安全衛生規則第四十一條の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を当該業務に就かせることができ、この場合においてはその者については、法第六十一條第一項の規定は、適用しない。

一 平成二十五年七月一日前に、この省令による改正前の労働安全衛生規則の規定により行われた車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者
二 平成二十五年七月一日において現に当該業務に従事し、かつ、当該業務に六月以上従事した経験を有する者

2 事業者は、前項の業務については、前項に規定する期間の経過後においても、労働安全衛生規則第四十一条の規定にかかわらず、前項各号のいずれかに該当する者のうち、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したものを当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

附則 第四 附則第四條中「この省令」の下に「(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

規則

公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

公正取引委員会委員長 杉本 和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程(昭和四十年公正取引委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の六を削り、第二条の五を第一条の六とし、第二条の四の次に次の一条を加える。

(転嫁対策調査官)

第二条の五 事務総局経済取引局取引部取引企画課に転嫁対策調査官六人以内を置く。

2 転嫁対策調査官は、命を受け、消費税の転嫁を阻害する行為の調査に関する事務を処理する。

附則第三項を削る。

附則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

告示

金融庁告示第三十八号

金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第三百三十四条第四項の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を次のように指定し、平成二十五年七月一日から適用する。

平成二十五年六月二十八日

金融庁長官 畑中龍太郎

金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十四条第四項に規定する金融商品取引業協会に指定する規則(一般社団法人日本投資顧問業協会規則)とする。

協会の規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの(一般社団法人日本投資顧問業協会規則)とする。

金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十四条第四項に規定する協会の規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者については、金融庁長官の指定するものは、「ファンド監査に関する規則(一般社団法人日本投資顧問業協会規則)」とする。

総務省告示第二百七十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、青年政治機構から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百二十一号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成十八年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年六月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

(その他の政治団体)の部青年政治機構のうち

「収入総額 1,122,596 を
前年繰越額 1,122,597
前年繰越額 1,122,597
本年収入額 1,122,596 における
回送書封筒知照欄の「収入」の次に追加する。」

3 本年収入の内訳
その他の収入
一件十万円未満のもの

総務省告示第二百七十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、新党日本関西総支部及びパイオニア政策研究会から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第四百二十七号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成二十一年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年六月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

(政党)の部新党日本関西総支部のうち
「(関係書類が押収されているため、支出の一部が記載できない旨、報告があつた)」を削る。

同部新党日本関西総支部のうち
「支出総額 12,770,439」に改める。

同部新党日本関西総支部のうち
「経費総額 1,122,596 を
前年繰越額 1,122,597
前年繰越額 1,122,597
本年収入額 1,122,596 における
回送書封筒知照欄の「収入」の次に追加する。」

総務省告示第二百七十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、新党日本関西総支部及びパイオニア政策研究会から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百九十六号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成二十二年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年六月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

(政党)の部新党日本関西総支部のうち
「(関係書類が押収されているため、収入の一部が記載できない旨、報告を削るがあつた。)」を削る。

同部パイオニア政策研究会のうち
「収入総額 2,100,373 を
本年収入額 2,100,373
本年収入額 2,101,373
本年収入額 2,101,373
本年収入額 2,101,369
個人分 101,369」に改める。

同部パイオニア政策研究会のうち
「経費 100,369 を削る。

同部パイオニア政策研究会のうち
「個人分 101,369」に改める。

同部パイオニア政策研究会のうち
「収入総額 2,100,373 を
本年収入額 2,100,373
本年収入額 2,101,373
本年収入額 2,101,369
個人分 101,369」に改める。

同部パイオニア政策研究会のうち
「経費 100,369 を削る。

政治活動費 5,090,553 に改める。
組織活動費 3,517,395
機関紙誌の発行その他事業費 1,523,148
宣伝事業費 1,523,148
議員研究費 50,010
[資金管理団体]の部パイオニア政策研究会のうち
「収入総額 2,100,373 を
本年収入額 2,100,373
本年収入額 2,101,373
本年収入額 2,101,373
本年収入額 2,101,369
個人分 101,369」に改める。

同部パイオニア政策研究会のうち
「経費 100,369 を削る。

同部パイオニア政策研究会のうち
「個人分 101,369」に改める。

同部パイオニア政策研究会のうち
「収入総額 2,100,373 を
本年収入額 2,100,373
本年収入額 2,101,373
本年収入額 2,101,369
個人分 101,369」に改める。

同部パイオニア政策研究会のうち
「経費 100,369 を削る。

同部パイオニア政策研究会のうち
「個人分 101,369」に改める。

同部パイオニア政策研究会のうち
「収入総額 2,100,373 を
本年収入額 2,100,373
本年収入額 2,101,373
本年収入額 2,101,369
個人分 101,369」に改める。

総務省告示第二百八十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、新党日本関西総支部及びパイオニア政策研究会から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百九十六号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成二十二年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年六月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

(政党)の部新党日本関西総支部のうち
「(関係書類が押収されているため、収入の一部が記載できない旨、報告を削るがあつた。)」を削る。

同部パイオニア政策研究会のうち
「収入総額 2,100,373 を
本年収入額 2,100,373
本年収入額 2,101,373
本年収入額 2,101,369
個人分 101,369」に改める。

同部パイオニア政策研究会のうち
「経費 100,369 を削る。

同部パイオニア政策研究会のうち
「個人分 101,369」に改める。

同部パイオニア政策研究会のうち
「収入総額 2,100,373 を
本年収入額 2,100,373
本年収入額 2,101,373
本年収入額 2,101,369
個人分 101,369」に改める。

同部パイオニア政策研究会のうち
「経費 100,369 を削る。